木津川市議会基本条例検証結果

この検証シートは、議会基本条例の検証を行うため、その達成度の評価を行うために取りまとめたものです。 評価 (A:十分達成された B:概ね達成された C:一部達成された D:ほとんど達成されていない E:未着手)

R4. 9

| 評価 | (A: + | 分達及さ | れた B:概ね達成された C:一部達成された | D:ほと/ | んと達成されていない E:未看手) 「 | R4. 9 |
|----------------|-------|---------------------|--|--------|--|-----------------------|
| 章 | 条 | 見出し | 木津川市議会基本条例 条 文 | 評価 | 取組み状況評価の理由・意見、今後の課題 | 今後の方向 |
| + | 前文 |)LIIIO | 市民が選挙で選ぶ議員で構成する木津川市議会(以下「議会」という。)は、二元代表制の特性を生かし、同じく市民が選挙で選ぶ市長と緊張関係を保ちながら、市民参加のもとで、日本国憲法に定める地方自治の本旨に責任と権限を負っている。 議会は、自らの創意工夫によって、市民の参画と協働のもと、「ひとが耀き、ともに創る、豊かな未来」のある木津川市を目指す。そのために、市民に開かれた議会、市民が参加する議会のあるべき姿を定める。 | 【検証対象外 | 【検討結果】 】条例制定時の第1次総合計画のスローガンが引用されており、カッコを削除 し、この文言をそのまま議会の目指すべき姿として規定することとする。 | □継続 □取組検討 ■条文改正 |
| 第 目 1 的章 | 第1条 | (目的) | この条例は、市政の政策立案、決定、執行及び評価 と課題を広く市民に情報公開し、市民が参加する合議 制の議事機関として議会の果たす役割を明確にする ことを目的とする。 | 【検証対象外 | | □継続 □取組検討 □条文改正 |
| | 第2条 | (議会の 活動原 III) | 議会は、政策立案機能、意思決定機能及び行政監視機能を十分に果たす議会運営を行う。 | 【理念】 | | □継続 □取組検討 □条文改正 |
| | | | 2 議会は、市民の代表機関であることを常に自覚し、公正性、透明性及び信頼性を重視し、市民に開かれた議会とする。 | 【理 念】 | | □継続 □取組検討 □条文改正 |
| | | | 3 議会は、市民の多様な意見を的確に把握し、市政に反映させるために、市民が参加する議会運営を行 | 【理念】 | | □継続 □取組検討 □条文改正 |
| 第 2 章 | | | 4 議会は、議員による討議の場として、議員相互間 の自由かっ達な討議を通して、意見を集約していく議 会運営を行う。 | 【理念】 | | □継続 □取組検討 □条文改正 |
| 議会及び | 第3条 | (議員の 活動原 則) | 議員は、議会が合議制議事機関であること及び討論の場であることを十分認識し、議員相互間の自由な討議を推進する。 | 【理 念】 | | □継続 □取組検討 □条文改正 |
| 議員の活動 | | | 2 議員は、市政の課題解決に向け、市民の意見を 的確に把握するとともに、自己の能力を高める不断の 研さんにより、市民の代表として活動する。 | 【理 念】 | | □継続 □取組検討 □条文改正 |
| 動 原 則 | | | 3 議員は、特定の地域、団体及び個人の代表ではなく、市民の代表として市民の福祉の増進及び市政の課題解決を目指して行動する。 | 【理念】 | | □継続 □取組検討 □条文改正 |
| | 第4条 | (会派) | 議員は、議会が合議制議事機関の立場から、会派を結成することができる。 | 【理念】 | | □継続 □取組検討 □条文改正 |
| | | | 2 会派は、議会活動を同じくする議員で構成する。 | 【理 念】 | | □継続 □取組検討 □条文改正 |
| | | | 3 会派は、政策提言、政策立案、政策決定等を積極的に行うとともに、会派間で議論を尽くし、合意形成に努める。 | 【理念】 | | □継続 □取組検討 □条文改正 |
| 第3章 市民と議 | | 加民携) 市連 | 議会は、市民に開かれた議会とするため、情報公開に積極的に取り組むとともに、市民に対して議会の議決又は運営について、経緯、理由及び論点の説明責任を果たす。 | В | 【検討結果】 引き続き、市民に開かれた議会とするため、議会だよりや議会中継、会議録のHP掲載などを通じて情報の公開を進めるとともに、今後、更なる審査状況等の公開に向けて検討を進める。 【取組み状況】 議会情報の公開 ・議会だよりの発行ー毎定例会後(年4回) ・議会会議録の配架ー市役所、図書室、HP ・議決結果ー議会だより、HP ・本会議及び委員会の審議のライブ中継 (H22年11月より) ※H28年6月よりマルチ配信 ※H31年12月より委員会映像をライブ映像に ・議会報告会一年2回 ・議会報告会の開催、議会HPの掲載など | □継続 ■取組検討 □条文改正 |
| 議会の関係 | | | 2 議会は、本会議のほか、全ての会議を原則公開する。 | В | 【検討結果】 継続して取組みを進める。今後、より開かれた議会に向け取組みを検討を進める。 【取組み状況】 委員会及び全員協議会の原則公開 (申し合わせ事項19) (1)常任委員会・議会運営委員会・特別委員会の傍聴の取扱いについては、委員会条例第19条の規定により、委員長の許可を得た者が傍聴することができることとする。 (2)全員協議会の取扱いについては、全員協議会規程第8条の規定により、議長の許可を得た者が傍聴することができることとする。 | □継続 ■取組検討 □条文改正 |
| | | | 3 議会は、議案に対する各議員の賛否等を公表し、 市民が議員の活動に対して的確に評価できる情報を 提供する。 | А | 【検討結果】 今後も引き続き、議会広報、HP等を通じて議決結果を公表する。 【取組み状況】 ・議案等に対する賛否の公表については、議会だより、HPで市民に 公表している。 | ■継続 □取組検討 □条文改正 |
| | | | 4 議会は、請願及び陳情を市民による政策提言と位置づけ、その審査並びに調査に当たっては、提出者が希望した場合は、意見を聴く機会を設けなければならない。 | А | 【検討結果】 請願等の委員会審議時には、引き続き、市民の意見を聴く機会を設ける。 【取組み状況】 請願書、陳情書での陳述の実施 平成元年 請願 4 件 (4件受理中) 令和2年 請願 3 件 (3件受理中) 令和3年 請願 2 件 (2件受理中) | ■継続 □取組検討 □条文改正 |

| | 1 | | 木津川市議会基本条例 | 評価 | 評価の理由・意見(取組み状況) | 今後の方向 |
|--------------|------|------------------------------|--|----|---|-----------------------|
| 章 | 条 | 見出し | 条 文 | | | |
| 第3章 市民と議会の関係 | 第5条 | | 5 議会は、市民との意見交換の場を多様に設け、議員の政策立案能力を高めるとともに、政策提案を拡大する。 | В | 【検討結果】 政策提案のあり方について、今後も引き続き、検討を進める。 【取組み状況】 ・意見交換の場 (公聴会、議会報告会の開催) ・政策提案成立回数 - 1 (H28第3回定例会) | □継続 ■取組検討 □条文改正 |
| | 第6条 | (議会報 告会) | 議会は、議会主催の議会報告会を開催し、討議内容及び議決事件を説明するとともに、市政の課題解決に向け市民との意見交換を行う。 | В | 【検討結果】 コロナ禍による感染拡大防止のため、市民と議会のつどいを実施することができなかった。今後、コロナ禍でも実施できるよう、オンライン開催や各種団体との意見交換なども含め検討を進める。 【取組み状況】 ・議会報告会 — 年2回の開催 (実施要領。令和2年、3年はコロナ禍のため中止。) ・市政の課題解決のため市民との意見交換 H29 ごみ袋有料化について H30 議員定数について | □継続 ■取組検討 □条文改正 |
| | | | 2 議会報告会に関することは、別に定める。 | В | 【検討結果】 同条第1項同様、検討を進める。 【取組み状況】 議会報告会実施要領(H22年12月27日制定) 制定以降の改正点 H26年11月から5カ所から3カ所に ほか、説明資料作成、駅前ビラ配布 地域長への通知など改正 | □継続 ■取組検討 □条文改正 |
| | 第7条 | | 議員は、市長等執行機関(以下「市長等」という。)と絶えず緊張関係を保って議会審議に臨まなければならない。 | В | 【検討結果】 引き続き、緊張関係を持って議会審議を行う。 【課題等】 代表質問と一般質問とのあり方について、今後、検討が必要。 | ■継続 □取組検討 □条文改正 |
| | | | 2 代表質問及び一般質問は、質問の論点及び争点 を明確にするため、1問1答の方式で行う。 | В | 【検討結果】 代表質問及び一般質問については、引き続き、争点・論点を明確にするため、1問1答方式で進める。 【課題等】 代表質問と一般質問とのあり方について、今後、検討が必要。 【取組み状況】 質問方式は、1問1答方式で行い、質問回数の制限は行わない。(平成21年4月議運申し合わせ、平成21年第2回定例会一般質問より) | ■継続 □取組検討 □条文改正 |
| 第 4 | | | 3 前項の場合において、市長及び教育長は、議長の許可を得て、議員の質問に対し反問することができる。 | В | 【検討結果】 引き続き、条例に基づき、取組みを進める。 【課題等】 反問権を行使することができる者について検討。 【取組み状況】 反問権 実績(市長) H21-2回、H22-2回、H23-3回、 H24-2回、H30-1回、R4-1回 | □継続 ■取組検討 □条文改正 |
| 章 市長等執行機関 | 第8条 | (市長に よる政 の形成説 程の) | 議会は、市長が政策を提案するときは、議会審議における論点を深め、その政策の水準を高めるために、次に掲げる政策の決定過程の説明を求める。 (1) 政策を必要とする背景及び提案の経緯 (2) 市民参加の実施の有無及びその内容 (3) 市総合計画との整合 (4) 財源措置 (5) 将来にわたる効果及び費用 | В | 【検討結果】 今後も引き続き、条例に基づき議案の附属資料など、議案審議の参考となるよう分かりやすい資料の提出及び説明を求める。 【取組み状況】 政策的な議案提出時には、「政策等の形成過程の説明資料」の添付を求めている。 | □継続 ■取組検討 □条文改正 |
| と議会の関係 | | | 2 前項の議会審議に当たっては、論点及び争点を明らかにするとともに、執行後の政策の評価に資する審議を行う。 | В | 【検討結果】 今後も議案審議にあたっては、条例の趣旨に即して審議を行う。 【取組み状況】 決算審査時には、各種事業の内訳・成果の資料の提出を求め、事業の評価 を行っている。 | □継続 ■取組検討 □条文改正 |
| | 第9条 | | 議会は、予算及び決算の審議に当たっては、前条の 規定に準じて、施策別又は事業別の分かりやすい説 明資料の作成を市長に求める。 | В | 【検討結果】 今後も継続して分かりやすい説明資料の作成を求めるものとするが、記載 内容の充実も検討されたい。また、議会としても、議案審議にあたっては、 数字だけの確認ではなく議案審議に重点を置いた質疑を行うものとする。 【取組み状況】 議会・行政との協議により、予算・決算提出議案への附属資料を作成(H25より) | □継続 ■取組検討 □条文改正 |
| | 第10条 | (議決事 件の追加 指定) | 地方自治法(昭和22年法律第67号)第96条第2項の議会の議決事件は、市政全般における重要な計画等の策定又は変更について、議会と市長等がともに市民の視点に立った透明性の高い市政の運営の必要性から、次を定める。 (1) 木津川市総合計画に係る基本構想及び基本計画 (2) 木津川市都市計画マスタープラン | В | 【検討結果】 引き続き、議決事件とした計画の審議を行う。 【取組み状況】 審議実績 総合計画 H26年3月 第1次総合計画後期計画可決 H31年3月 第2次総合計画可決 都市計画マスタープラン H23年6月 第1次都市計画マスタープラン可決 H28年3月 第1次都市計画マスタープラン後期計画可決 R3年3月 第2次都市計画マスタープラン可決 | ■継続 □取組検討 □条文改正 |
| 第5章 自由討議の保障 | 第11条 | (自由計 議による 合意形成 の拡大) | 議会は、討議の場であることを十分認識し、議員相互間の自由討議を中心にした積極的かつ充実した運営を行う。 | В | 【検討結果】 引き続き取組みを進めていくが、自由討議の実施方法について、今後も検 討を進める。 【取組み状況】 本会議の自由討議 過去3回実施 — H26.第4回定例会 H30.第1回定例会 H30.第4回定例会 委員会の自由討議 — 多数あり | □継続 ■取組検討 □条文改正 |

| | | ī | 木津川市議会基本条例 | 評価 | 評価の理由・意見(取組み状況) | 今後の方 |
|------------------|------|----------------------|---|--------|--|-----------------------|
| 章 | 条 | 見出し | 条 文 | н і іш | TI IM ON THE VENT (SINGER) DANS | 向 |
| 第 5 章 自 | | 合意形成 | 2 議会は、本会議及び常任委員会、議会運営委員会及び特別委員会(以下「委員会」という。)において審議するときは、議員相互間の議論を尽くして合意形成に努める。 | В | 【検討結果】 条例の内容に即して、議論を尽くして、合意形成できるよう進めていく。 | □継続 ■取組検討 □条文改正 |
| 拡大自由討議の保障及び | 第11条 | | 3 議員は、政策、条例、意見等の議案の提出を積極的に行い、議員相互間の自由討議の拡大に努める。 | В | 【検討結果】 引き続き取組みを進めるが、自由討議の実施方法について、今後も検討を 進める。 【取組み状況】 議員提出議案(議案提案、意見書、修正動議を含む) R元 - 20件 R2 - 10件 R3 - 11件 | □継続 ■取組検討 □条文改正 |
| 第6章 委員 | 第12条 | (委員会 の運営原 則) | 議会は、社会経済情勢の変化に伴う市政の課題に適切かつ迅速に対応するため、委員会の専門性と特性を生かした機動力のある運営を行う。 | В | 【検討結果】 今後も、行政課題に際しては、委員会の機動力を活かした委員会運営を行う。 【取組み状況】 直近の閉会中の常任委員会(令和2年度) ・総務文教常任委員会(5.22) -城山台小学校の今後の予定について ・産業建設常任委員会(1.29)(7.7) -太陽光発電施設と自然環境等の保全 との調和に関する条例(案)」のパブリックコメントについて | □継続 ■取組検討 □条文改正 |
| 員会の活動 | | | 2 前項の委員会審査に当たっては、次を定める。 (1) 市長等に資料を積極的に求め、活用しながら、 市民に対し分かりやすい議論を行う。 (2) 参考人制度及び公聴会制度を活用して、市民の 専門的又は政策的識見を議会の討議に反映させる。 | В | 【検討結果】 継続して取り組む。 【取組み状況】 参考人制度の活用 3回(請願人等) 公聴会制度の活用 4回開催(議員定数条例、廃棄物の減量及び適正処理に関する条例改正) | ■継続 □取組検討 □条文改正 |
| | 第13条 | (調査機 関の設 置) | 議会は、市政の課題に関する調査のために必要があると認めるときは、議決により、学識経験を有する者等で構成する調査機関を設置することができる。 | В | 【検討結果】 地方自治法第100条の2に基づく事項に係る調査を行う場合について、今後 具体的にどのように審査していくか検討が必要。 | □継続 ■取組検討 □条文改正 |
| | | | 2 議会は、必要があると認めるときは、調査機関に 議員を構成委員として加えることができる。 | В | 【検討結果】 同条第1項に同じ。 | □継続 ■取組検討 □条文改正 |
| | | | 3 第1項の調査機関に関し必要な事項は、議長が別に定める。 | В | 【検討結果】 同条第1項に同じ。 | □継続 ■取組検討 □条文改正 |
| | 第14条 | (議会図 書室の公 開) | 議会図書室は、議員のみならず、誰もが利用することができる。 | D | 【検討結果】 議会図書室の議員及び市民の利用は、ほとんどない。誰もが利用しやすい 議会図書室に向け、今後も検討する。 【取組み状況】 議会図書室の市民の利用実績はほとんどなし。 より使いやすい議会図書となるよう事務局前に議会図書コーナーを設置 (H30.5) | □継続 ■取組検討 □条文改正 |
| 第 7 | | | 2 議会は、議員の政策形成及び立案能力の向上を 図るため、図書を充実する。 | С | 【検討結果】 今後も議会図書室の充実を行う。また、充実にあたっては、議会図書の利用を促進していくため蔵書希望のアンケート等も行う。 【取組み状況】 毎年、予算計上を行い図書の充実を実施。 | □継続 ■取組検討 □条文改正 |
| 章 議会及び議会 | 第15条 | (議会事 務局の体 制整備) | 議長は、議員の政策形成及び立案機能を高めるための組織として、議会事務局の調査・法務機能を充実する。 | С | 【検討結果】 今後も研修を通じて、事務局機能のレベルアップを図るとともに、職員の増 員なども求めていく。 【取組み状況】 毎年度、全国、近畿、府市議会議長会開催の職員研修に参加している。ま た、各種団体が開催する研修会にも参加して体制強化に努めている。 | □継続 ■取組検討 □条文改正 |
| 会事務局の体制 | 第16条 | (議員研 : 修の充 実) | 議会は、議員の政策形成及び立案能力の向上を図る ため、議員研修を充実する。 | С | 【検討結果】 コロナ禍でも、リモートによる研修を検討するなど引き続き、議員研修を実施していく。 【取組み状況】 令和元年度以降、コロナ禍により実施できていない。 | □継続 ■取組検討 □条文改正 |
| 整備 | | | 2 議会は、議員研修の充実に当たり、広く各分野の 専門家、市民との議員研修会を年1回以上開催す る。 | В | 【検討結果】 同条第1項に同じ。 【取組み状況】 新型コロナウイルス感染拡大のため、議員研修は実施できていない。 H28 土山 希実枝氏「質問力を高め、議会力に活かす」 H29 新川 達郎氏「議会改革について」 H30 駒林 良則氏「議員定数及び議員報酬について」 ※令和元年度以降、コロナ禍により実施できず。 | □継続 ■取組検討 □条文改正 |
| | 第17条 | (議会広 報の充 実) | 議会は、市政に関する重要な情報及び議案に対する 各議員の対応を議会広報で公表する等、市民に情報 を提供する。 | В | 【検討結果】 議会だよりの公表については、できるだけ速やかに市民への情報提供できるよう検討する。 【取組み状況】 議会広報の発行 令和4年9月現在、61号発行(HPにも掲載) | □継続 ■取組検討 □条文改正 |
| | | | 2 議会は、情報技術の進展による多様な広報手段 を活用し、迅速かつ正確に議会広報活動を行う。 | В | 【検討結果】 今日の情報技術の進展に伴い、SNSやQRコードの活用など議会の情報発信に努める。 【取組み状況】 ・議会ホームページの充実 ・議会ライブ中継のマルチ配信(スマートフォンでも視聴可能) ・議会だよりのQRコードの活用 | □継続 ■取組検討 □条文改正 |

| | | | 木津川市議会基本条例 | == /= | | 今後の方 |
|---|------|----------------------------|--|-------|--|-----------------------|
| 章 | 条 | 見出し | 条 文 | 評価 | 評価の理由・意見(取組み状況) | 向 |
| 第 8 章 | 第18条 | (議員の 政治倫 理) | 議員の政治倫理に関する事項は、木津川市議会議 員政治倫理条例(平成22年木津川市条例第33号)に 定める。 | Α | 【検討結果】 できている。 | ■継続 □取組検討 □条文改正 |
| 分及び待遇議員の政治 | | | 2 議員は、市民全体の代表者として、負託を受けた 責務を正しく認識し、高い倫理性を持って、その使命 の達成に努めなければならない。 | В | 【検討結果】 引き続き努力していく。 | ■継続 □取組検討 □条文改正 |
| 四倫理、身 | | | 3 議員は、議会活動の根幹となる倫理性を常に自覚して行動し、自己の地位に基づく影響力を不正に行使してはならない。 | А | 【検討結果】 引き続き継続して実施する。 | ■継続 □取組検討 □条文改正 |
| | 第19条 | (議員定 数) | 議員定数は、木津川市議会議員の定数を定める条例 (平成19年木津川市条例第10号)に定める。 | А | 【検討結果】 できている。 | ■継続 □取組検討 □条文改正 |
| | | | 2 議員定数は、選挙において民意が正しく反映されることを考慮しなければならない。 | В | 【検討結果】 引き続き努力していく。 | ■継続 □取組検討 □条文改正 |
| 第 8 章 | | | 3 議員定数の改正に当たっては、行財政改革の視点だけでなく、市政の現状と課題、将来の予測と展望を十分考慮するとともに、市民の意見を聴取するため、参考人制度及び公聴会制度を十分に活用する。 | В | 【検討結果】 これまでも改正時には、条例に基づき公聴会を実施してきている。 【取組み状況】 条例改正時には公聴会の実施 (H22.12月、H26.12月、H30.12月) | ■継続 □取組検討 □条文改正 |
| 議員の | 第20条 | (議員報酬) | 議員報酬は、木津川市議会議員報酬等に関する条例(平成19年木津川市条例第41号)に定める。 | Α | 【検討結果】 できている。 | ■継続 □取組検討 □条文改正 |
| 政治倫理、 | | | 2 議員報酬の改正を議員が提案する場合は、前条 第3項の規定を準用する。 | Α | 【検討結果】 市制以降、条例改正は行われていないが、改正時には、制度を活用する。 | ■継続 □取組検討 □条文改正 |
| 身分及び | 第21条 | (政務活 動費の執 行及び公 開) | 政務活動費の交付及び執行に当たっては、木津川市 議会政務活動費の交付に関する条例(平成19年木津 川市条例第224号)に定める。 | А | 【検討結果】 できている。 | ■継続 □取組検討 □条文改正 |
| 待 遇 ——————————————————————————————————— | | | 2 会派又は議員は、政策を立案し提案するために、 公平性と透明性のある政務活動費の執行を行う。 | А | 【検討結果】 引き続き、公平性・透明性の確保を行い政務活動費の執行を行う。 【取組み状況】 H29.7 政務活動費の領収書を公開 H30.7より旅費の領収書添付(ただし自動販売機で購入等の場合は不要。) | ■継続 □取組検討 □条文改正 |
| | | | 3 政務活動費の交付を受けた会派又は議員は、議長に対して証票類を添付した報告書を提出するとともに、議長は、1年に1回以上、政務活動費による活動状況を公表する。 | Α | 【検討結果】 政務活動費収支報告書の提出以降、速やかにHPに公表している。 【取組み状況】 議会だよりに政務活動費の集計額を公表するとともに、議会HPにおいて、 支出した領収書を公開して透明性の確保を行ってきている。 | ■継続 □取組検討 □条文改正 |
| 第 | 第22条 | (最高規範性) | この条例は、議会における最高規範であって、議会は、この条例の趣旨に反する議会の条例、規則等を制定してはならない。 | А | 【検討結果】 引き続き条例を遵守する。 | ■継続 □取組検討 □条文改正 |
| 9章 最高規範 | | | 2 議会は、議員にこの条例の理念を浸透させるため、選挙を経た任期開始後速やかに、この条例の研修を行わなければならない。 | Α | 【検討結果】 引き続き実施する。 【取組み状況】 一般選挙後、新人議員に対して議会基本条例の研修を実施。 | ■継続 □取組検討 □条文改正 |
| 性と見直し | 第23条 | (議会及 び議員の 責務) | 議会及び議員は、この条例に定める理念及び原則並びにこれらに基づいて制定される条例、規則等を遵守して議会の運営をし、もって市民を代表する合議制の機関として、市民に対する責任と義務を果たさなければからない | А | 【検討結果】 引き続き努力していく。 | ■継続 □取組検討 □条文改正 |
| 手続き | 第24条 | (見直し 手続き) | 議会は、この条例の目的、原則に即して行われているかどうかを、自ら不断に検証し、必要があると認める場合は、この条例の改正を含めて適切な措置を講じる。 | Α | 【検討結果】 引き続き実施する。 【取組み状況】 検証の期間については、2年に1度実施評価を行うこととする。 | ■継続 □取組検討 □条文改正 |